

『羽島都市計画区域マスタープラン(改定案)』への意見に対する考え方について

《意見募集期間：令和2年7月29日～令和2年8月27日》

整理番号	意見の 該当箇所	主な意見の理由	意見に対する県の考え方	修正の 有無
1	4-1 土地利用に関する 主要な都市 計画の決定 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内では小学校で生徒数が減少しているほか、今後の農業の担い手の減少が予想される。 ・市街化調整区域内に居住する親の元で育ち成人した子世代では、営農者でないこと等の理由で親の居住地の近くでの住宅建築が許可されず、親の世話や農業の手伝いなどができず、地域を離れる人達がいる。 ・例えば、子世代の居住した期間に応じて住宅建築を許可するなど、規制の緩和や特例措置などを検討してほしい。 	<p>本都市計画区域においては、人口減少の傾向が続くと予測されるものの、世帯数の増加による住宅地需要などにより市街地周辺での乱開発が懸念されています。そのような状況のなか、各種都市基盤整備を集中的に実施することで、コンパクトな都市づくりを目指し、市街地の範囲を明確にしていく必要性があります。</p> <p>このことから、本都市計画区域では区域区分を定め、市街化を抑制すべき市街化調整区域では原則として開発を抑制し、一部の既存集落の地域では、地域コミュニティを維持するための都市的土地利用を検討することで、秩序ある都市的土地利用の実現をめざすこととしています。</p>	無